

第7回大阪府行政不服審査会 議事概要

日時：平成31年3月12日（火曜日）午前10時00分～午前10時20分

場所：大阪府新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース2

1 開 会

- 委員9名中7名が出席しており、会議は成立。
- 大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、審査会を公開。

2 議 題

(1) 合議体の構成等について

- 案件が増加しており、迅速な処理の観点から生活保護・児童福祉等に係る審査請求事件を取り扱う合議体である第4部会を設置するため、資料3のとおり会長から各委員に諮ったところ、異議なく承認。
- 審査会条例第7条第3項の規定により、会長から第4部会の長に、松村委員が指名された。

(2) 審査会（部会）の運営等について

ア 大阪府行政不服審査会運営要領の改正案について

- 資料5-1及び5-2のとおり会長から各委員に諮ったところ、異議なく承認された。

イ 平成30年度大阪府行政不服審査会（部会）の運営状況

- 事務局から資料6について報告を行った。

(3) その他

- 事務局から、来年度の大阪府行政不服審査会（全体会議）は、2回の開催を予定していることの報告を行った。